

条件付一般競争入札公告

令和 8 年 7 月 2 1 日

山田町長 佐藤 信逸

1 工事概要

(1) 工 事 名 船越家族旅行村オートキャンプ場サニタリーハウス新築工事

(2) 工事場所 下閉伊郡山田町 船越 地内

(3) 工事内容 船越家族旅行村オートキャンプ場サニタリーハウス新築工事一式

※ 本工事は、山田町週休 2 日工事実施要領に基づく完全週休 2 日（土日祝）型の対象工事である。

(4) 工事期間 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※ 本工事に係る予算繰越議案が町議会において可決され、かつ、本工事に係る国交付金等の予算繰越手続きが完了した場合、工期は令和 9 年 4 月 3 0 日までとなる予定である。

2 予定価格 落札者決定後公表

3 最低制限価格 設定あり

4 入札保証金 免除

5 契約保証金 1/10

6 入札参加条件

次の条件を全て満たしていること。

(1) 当町の令和 7・8 年度町営建設工事請負資格者名簿の「建築一式工事」に登載されている者であること。

(2) 次の者であること。

ア 町内業者

7 入札

(1) 入札書類の到着期限

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）（山田町役場財政課必着）

(2) 入札書類

ア 入札書（様式第 4 号）

イ 工事費内訳書（様式第 5 号）

(3) 提出方法

一般書留又は簡易書留による郵送とする。

(4) 宛先

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3 番 2 0 号

山田町役場財政課

(5) 入札関係書類の入手方法

山田町のホームページよりダウンロードすること。

(<https://www.town.yamada.iwate.jp/>)

8 設計図書等の受け取り

(1) 受け取り方法

次に掲げるいずれかの方法によること。

ア 町指定引換場所において設計図書等を直接受け取る場合

(7) 購入申込

納入通知書兼領収証書及び設計図書等受取申込書兼引換証（様式第 6 号）に必要事項を記入し、財政課にファックス又は E メールを送信した後、電話で予約確認をすること。

(4) 購入代金納付

記入した後の納入通知書兼領収証書及び設計図書等受取申込書兼引換証により、町指定金融機関等に設計図書等購入代金を納付すること。

(7) 設計図書等引換

購入代金を納付後、町指定引換場所において設計図書等受取申込書兼引換証と引き換えに受け取ること。

イ 山田町のホームページから設計図書等の電子データをダウンロードする場合

(7) 受け取り申込

設計図書等受取申込書兼引換証（様式第 6 号）に必要事項を記入し、財政課にファックス又は E メールを送信した後、電話で到着確認をすること。

(4) 設計図書等の受け取り

財政課から通知されたパスワードを入力し、山田町のホームページに掲載されている設計図書等の電子データをダウンロードすること。

(7) 受け取り完了の通知

ダウンロード完了後は、設計図書等縦覧済通知書（様式第 7 号）を作成し、財政課にファックス又は E メールにより送付すること。

なお、ダウンロード等に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 購入金額（受け取り方法が(1)アの場合に限る。） 100 円（税込み）

(3) 申込先

財政課

電話番号 0193-82-3111（内線 428）

FAX番号 0193-82-4989

E-mail nyuusatu@town.iwate-yamada.lg.jp

(4) 指定引換場所

財政課（山田町役場庁舎 4 階）

(5) 申込期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 8 月 10 日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

9 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛先

書面（ファックス可。）又は E メールで財政課宛申し出ること。（質問は、設計図書等に関する質問書（様式第 13 号）によるものとする。）

ファックス番号及び E メールアドレスは、8 (3) のとおり。

(2) 申出期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 3 時まで

(3) 回答内容と方法

質問及び質問に対する回答を山田町のホームページに掲載する。（設計図書等に関する質問及び回答（様式第14号）により行うものとする。）

(4) 回答掲載期間

令和8年8月4日（火）から令和8年8月17日（月）まで

10 開札

(1) 日時

令和8年8月17日（月） 午前10時00分から

(2) 場所

山田町役場庁舎 4階会議室

(3) 立会人

入札参加者において立会いを希望する者（1参加業者当たり1名）

(4) 落札候補者

有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札したものを落札候補者として指定する。

(5) 開札結果の確認

開札に立ち会わなかった入札参加者のうち、開札結果の確認を希望する者は、開札日当日の午後5時までに開札結果確認依頼書（様式第15号）をファックス又はEメールで財政課宛送付すること。

ファックス番号及びEメールアドレスは、8(3)のとおり。

11 再入札

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、令和8年8月19日（水）に再入札を行う。ただし、再入札に参加できる者がいないとき、その他再入札を行っても落札者が決定する見込みがない等の理由により行わない場合がある。

(2) 再入札に参加できる者は、初度の入札において無効または失格とならなかった者とする。

(3) 再入札の時刻、場所、提出方法その他必要な事項は、別途通知する。

12 入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年8月19日（水）

(2) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号A又は様式第2号B）

イ 最新の経営事項審査に係る結果通知書の写し

ウ 配置予定技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類の写し

エ その他入札参加条件を証明する書類

(3) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法によること。

ア 財政課へ持参する。

イ 財政課へ(2)に掲げる書類をファックス又はEメールで送信した後、電話で到着確認をする。財政課より入札参加資格の確認が得られたならば、速やかに原本を財政課宛に送付する（普通郵便可）。ファックス番号及びEメールアドレスは、8(3)のとおり。

(4) 確認結果の通知

原則として、(1)の提出期限から起算して3日以内に落札候補者へ通知する。

13 その他

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（様式第8号）及び条件付一般競争入札心得（様式第10号）を遵守しなければならない。
- (2) 入札において、重大なかしがあった場合には、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号）に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。
- (3) 条件付一般競争入札心得「3 入札の無効」に該当する入札は、無効とする。
- (4) 入札は7(2)に掲げる書類を全て同時に提出すること。いずれか一つでも同時に提出されない場合又は提出された書類に不備がある場合は、当該入札は無効となること。
- (5) 落札候補者は、12(2)に掲げる書類のほか、入札参加資格の確認のために町長が行う指示に従うこと。
- (6) 落札候補者が入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。
- (7) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から令和8年8月28日（金）までの間、書面によりその理由の説明を求めることができる。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）は、入札に参加できない。
- (9) 本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山田町条例第194号）第2条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、議決後に本契約となるものである。

14 照会先

財政課〔電話 0193-82-3111 内線 428〕